

建物の高さ制限

項目		用途地域		第1種低層 住居専用 地 域	第1種中高 層住居専用 地 域	第1種住居 地 域	準 住 居 地 域	近 隣 商 業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域	工 業 専 用 地 域	用途地域の 指定のない 区 域	
絶対高さ制限 (m) (高さの限度)				10									
外壁後退距離 (m)													
斜 線 制 限	道路斜線	適用距離 (m)	20										
		勾 配	1.25					1.5					
	隣地斜線	立上がり (m)		20					31				
		勾 配		1.25					2.5				
	北側斜線	立上がり (m)	5										
		勾 配	1.25										

※ 都市計画法第34条第11号を立地根拠とする開発行為は、10mの高さ制限があります（都市計画法第41条）。

※ 用途地域は、嵐山町に該当するものを記載しています。